

令和4年8月23日 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年8月23日(火) 午後3時00分～午後3時52分
- 2 場 所 10階 委員会開催室
- 3 出席委員 金沢智也教育長、白鳥樹一郎委員、中村篤委員、熊坂香織委員、細谷真紀子委員
- 4 出席者 高橋一実教育部長、板垣裕子次長（兼）管理課長、
山川高士管理課学校施設整備室長、細谷直樹次長（兼）学校教育課長、
後藤好邦社会教育青少年課長、小関仁美少年自然の家所長、佐藤誠図書館長、
長橋真学校給食センター所長、佐々木信江学校給食センター栄養管理室長、
志済直史商業高等学校事務長、
事務局（管理課職員）

会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案
議案第28号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について
(令和4年度教育費9月補正予算)
- 4 報 告 事 項
不登校児童生徒の「指導要録上の出席取扱い」に係るガイドライン策定について
- 5 そ の 他
- 6 日程等
(1) 教育委員会の日程について
(2) 教育委員会主催（共催）の行事について
- 7 閉会

会議録

- 1 開 会 教育長
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案

教育長…本日の議事に入る前に、山形市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、会議を公開しない「秘密会」とすることについて、お諮りする。

本日の議案第28号「市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について」は、市議会提案前の議案に関する案件であることから、現時点では公開することが適当でないと認め、会議を公開しない「秘密会」としてよろしいか。

(全委員、異議なし。)

教育長…それでは、議案第28号については「秘密会」において審議することとし、その会議録等についても非公開とする。

<以下、非公開>

<非公開解除 以下公開>

4 報告事項

教育長…それでは報告事項に移る。不登校児童生徒の「指導要録上の出席取扱い」に係るガイドライン策定について説明をお願いします。

<学校教育課長より説明>

教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

委員…一定の要件を満たした上で、校長は指導要録上の出席取扱いにできるとのことだが、どのような基準により判断するのかというガイドラインはあるのか。

学校教育課長…最終的には各学校の校長により判断となるが、先に教育委員会へ相談いただく形となっており、一定の基準は保たれていると考える。判断基準としては、校長により保護者や当該機関と連携がしっかりとれているかどうかとなる。

委員…民間の相談・指導施設に通う児童生徒について、実施主体について施設という文言が使用されているが、その意味とは建物であることなのか、もしくは施設の基準となるガイ

ドラインが設置されているのか。

学校教育課長…「施設」として記載したのは、教育委員会で実施主体として認識しているものを「施設」として表記している。もちろん、きちんと目的を実施する場所としての施設も必要である。

委員…民間の相談・指導施設に通う児童生徒について、指導・支援スタッフについて、「知識・経験」をもちとあるが、どの程度を教育委員会では求めているのか、また、新規参入や大学生の若者の活躍についてはどのように当てはめていくのか。

学校教育課長…知識・経験として記載させていただいた背景として、児童生徒への指導・支援において子どもの教育や指導経験がなく、学習に関係のない活動だけでは要件にならないという意味合いで、基準として「知識・経験をもち」と記載した。代表とする方が、しっかりとしたプログラムを設定し、それに基づいて指導・支援しているスタッフについては要件を満たしていると考ええる。

委員…専門的な知識と経験を備えたというのは教員免許を所有しているなど、資格を取得しているものについて示しているのか。

学校教育課長…基本的にそのように資格を取得しているものについて考えている。しかし、フリースクールでの指導の経験を有し専門的な知識を備えていると認めた場合は、資格がなくても専門的な知識を有していると判断する場合もある。

委員…自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒の保護者との連携について、校長が状況把握をする上で連絡会を実施したりするとあるが、必ず実施されるものなのか。

学校教育課長…自宅での学習でも、学校に学習状況を把握する責任があるということから、口頭だけではなく連絡会を実施した状況確認ができているか確認が必要であることから記載した。学校において、しっかり連絡会等を実施するよう教育委員会から伝えていく。

委員…自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒の保護者との連携について、「同時双方向型授業型やオンデマンド型授業配信」という具体的な標記は削除した理由は。

学校教育課長…削除した理由は、他市町村において同時双方向型授業型やオンデマンド型授業配信だけが出席扱いの対象としているため、山形市では限定的なものではなく、保護者としっかり連携が取れていることを前提に、幅広く積極的に出席対象として捉えていくことから具体的な標記を削除した。

委員…学習状況の評価について、「評価の結果を通知票やその他の方法により」という具体的な標記を削除した理由は。

学校教育課長…国の通知には、評価の結果等の決められた形に限らず、できる限り積極的に伝えるべきとあることから、具体的な例により伝達方法について限定的な形とならないよう削除した。

委員…ガイドライン策定や実施するにあたり、該当する基準や保護者との連携が取れているかの判断、評価基準等について様々な課題があると思うが、これから実績を重ねながら学校教育課から校長会などで情報共有を図ることが重要だと考えられる。

委員…柔軟な対応も入れながらガイドライン策定をしていることに高く評価したい。
現在いろんな子どもたちが増えている中で、学校に復帰させることが必須である概念ではなく、子どもたちが社会的に自立していくことを目指しているという認識であることを確認できた。小中学校では通用する基準もその後の進路にあたっては課題となると感じている。

教育長…その他意見や質問等はあるか。

<各委員より「なし」の声>

5 その他

教育長…委員よりその他意見や質問等はないか。

委員…学校の教員は苦勞し大変であるという現状があるが、時間外勤務等の状況について教えていただきたい。

学校教育課長…新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合など、連絡事務等が必要であることから時間外勤務が増えている現状である。コロナ禍では様々なイベント等が中止となりその業務がなくなる分、時間外勤務は収まっていた。しかし、今後は様々なイベントを徐々に開催する考えがあるため時間外勤務が増えている状況である。時間外が増えないように教員の仕事として必要なものとそうでないものを判断して見直しを図ることを学校に依頼している。
子どもたちと関わりをもち働いているときに、教員はやりがいを感じている方が多いため、特に若手職員についてはしっかりと子どもたちと関わる時間を確保し、やりがいを感じて仕事ができるよう留意していきたい。

委員…不登校児童生徒のガイドラインについて、前段で話していたが、実際にガイドラインに

該当する児童生徒はどの程度いるのか。

学校教育課長…昨年度の数値で、小学校不登校児童が147名のうち、フリースクール通所者12名、うち出席該当者9名。中学校不登校生徒240名のうち、フリースクール通所者6名、うち出席該当者5名となっている。ICTを活用した児童生徒は、小学校1名、中学校1名出席扱いとしている状況を把握している。

委員…ガイドラインについては、不登校児童生徒に限らず、登校している児童生徒にも事前に情報提供の資料を配布いただければと思う。

教育長…委員よりその他意見や質問等はないか。

<各委員より「なし」の声>

教育長…事務局よりその他報告等はないか。

<事務局より「なし」の声>

6 日程等

<管理課長より教育長及び教育委員の日程及び教育委員会主催の行事等について説明>

7 閉会 教育長